

3. 株主ヲ水村某ニ賣却セル趣ナルカ事實如何  
 トノ質問能々願フヲシタルニ社長ハ  
 1. 第一項ニ就テハ社長トシテ合併等ヲ認メズ會社名等ニ更  
 更スル事ナク事業繼續ノ豫定故諸君ヲ解雇ノ舉ニ出ツル  
 事ナシ  
 2. 第二項ニ對シテハ社長ノミテハ回答ヲ為シ得ズ二十九  
 日重役會ヲ招集協裁ノ上態度ヲ決定三十日回答スヘシ  
 3. 第三項ニ就テハ將來如何ニ推移スルヤニ計リ難シ  
 トノ回答ヲ為シタルニ船員側ハ是ヲ諒トシテ歸去セリ  
 尚推移注意中  
 右及申(通)報候也

(別紙)

- 一 一艘ヲ數名船シ合衆組合員ヲ淘汰ス  
 自船下船者ナキ時ハ会社ヨリ指定ス
- 二 下船ノ員ニハ解雇手當、退職手當、空任費却費積立金中ヨリ數名  
 船セルモノニ僅分百五千円ヲ支給  
 1. 解雇手當ハ下船者各人ニ本給ニケ月分ヲ支給ス  
 2. 退職手當ハ一年以上勤務者ニ對シテハ一年毎ニ本給四分一ヲ支給ス  
 一年ニ滿ケイレルモノハ六ヶ月以上ハ一年ト見做シ六ヶ月以下ハ支給セズ
- 三 保留ニ船ハ何レモ當分各一割減給ノ下  
 三 退職手當ノ制定ハ日本海員組合系東京船業組合等ノ規定習慣ヲ參酌シ  
 後日制定スルモノトス